

【郵送で申請する場合の提出先】

〒182-8530

東京都調布市調布ヶ丘1-18-1KDX調布ビル3階
日本年金機構 特定技能担当係

社会保険適用事業所用

※この申請書は、特定技能外国人を受け入れる事業所
が記載するものです。

【特定技能・適用事業所用】社会保険料納付記録交付申請書

1. 交付申請者(①～⑦までもれなく記載してください。)

年 月 日申請

①管轄年金事務所名	②事業所整理記号	③事業所番号

④事業所所在地	〒
⑤事業所名称	
⑥事業主氏名	
⑦電話番号	

2. 申請事由

「特定技能」外国人にかかる在留資格認定証明書の申請、在留期間更新申請または在留資格変更申請のため

3. 社会保険料納付記録の交付を求める期間

交付可能な直近2年間分の社会保険料納付記録

委任欄

※交付申請者が申請等を委任する場合に、委任を受けた方(受任者)について記載してください。
※受任者が申請書を提出する場合は、受任者ご自身の本人確認ができるもの(郵送の場合は写し)が必要となります。
必要なものの例は、記載例の【申請に必要なもの】をご覧ください。

私、上記交付申請者は、「【特定技能・適用事業所用】社会保険料納付記録交付申請書」にかかる申請等
について、下記の者に委任します。

受任者氏名

委任者との関係

受任者住所(注)

電話番号

(注)受任者の住所には送付できません(交付申請者の事業所所在地に送付させていただきます)。

以下、日本年金機構記入欄

交付申請者 殿

年 月 日交付

日本年金機構
年金記録企画部
年金記録業務室
(公印省略)

社会保険料納付記録の交付について

申請いただきました社会保険料の納付記録について、以下のとおり交付します。

社会保険料の納付記録	別添「社会保険料納入状況照会回答票」を交付します。
備考	交付対象期間:交付した月の前々月以前の24月

※社会保険料納入状況照会回答票において、保険料が納付されていない月(未納の月)には、「未納」または「一部未納有」のいずれかが表示されています。

【郵送で申請する場合の提出先】

〒182-8530

東京都調布市調布ヶ丘1-18-1KDX調布ビル3階
日本年金機構 特定技能担当係

記載例(赤枠内を記載してください。)

社会保険適用事業所用

※この申請書は、特定技能外国人を受け入れる事業所が記載するものです。

【特定技能・適用事業所用】社会保険料納付記録交付申請書

1. 交付申請者(①～⑦までもれなく記載してください。)

(西暦)XXXX年X月XX日申請

①管轄年金事務所名	②事業所整理記号	③事業所番号
高井戸年金事務所	00-アイウ	1234

④事業所所在地	〒123-0001 東京都杉並区高井戸西3-5-24
⑤事業所名称	株式会社 日本年金
⑥事業主氏名	年金 太郎
⑦電話番号	01-2345-6789

2. 申請事由

「特定技能」外国人にかかる在留資格認定証明書の申請、在留期間更新申請または在留資格変更申請のため

3. 社会保険料納付記録の交付を求める期間

交付可能な直近2年間分の社会保険料納付記録

委任欄

※交付申請者が申請等を委任する場合に、委任を受けた方(受任者)について記載してください。
※受任者が申請書を提出する場合は、受任者ご自身の本人確認ができるもの(郵送の場合は写し)が必要となります。
必要なものの例は、記載例の【申請に必要なもの】をご覧ください。

私、上記交付申請者は、「【特定技能・適用事業所用】社会保険料納付記録交付申請書」にかかる申請等について、下記の者に委任します。

受任者氏名

委任者との関係

受任者住所(注)

電話番号

(注)受任者の住所には送付できません(交付申請者の事業所所在地に送付させていただきます)。

以下、日本年金機構記入欄

【申請に必要なもの】

1 【特定技能・適用事業所用】社会保険料納付記録交付申請書

2 上記1に加え、ご本人以外の方に証明書類の申請等を委任する場合に必要なもの

I 郵送で申請書を提出する場合

委任欄に必要な事項を記入のうえ、受任者に関する以下の書類を添付してください。

・受任者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)の写し

II 窓口で申請書を提出する場合

委任欄に必要な事項を記入のうえ、窓口にて受任者に関する以下の書類を確認させていただきますので、ご提示をお願いします。

・受任者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)

【注意事項】

・郵送での代理受領はできませんのでご注意ください(交付申請者の事業所所在地に送付させていただきます)。

・日本年金機構に別住所を登録されている場合は、その住所に送付します。